技能実習生受け入れ費用(概算)介護

国内外取引があり、国内取引のみ【課税】【非課税】表記を記載しております
※受け入れ時、為替レートの変動により増減あり

Ⅰ　加入時　賛助金

	費用項目	金額(円)	内容	支払先	払発生日
①	賛助金　入会費	一口50,000円	団体加入の為 脱退時返金	当財団 【非課税】	申込時一括
②	賛助金　会費	無し	団体運営費 実習生受入等		

Ⅱ　受入準備費用

③	フィリピン大使館 登録書類作成	0円	法人情報、雇用条件書等　一式作成(日英文)	なし	なし
④	N4資格 取得講座費	約120,000円 (1名)	フィリピンでのN4資格取得費用	現地日本語学校 (または本人)	面接内定後 10日程度
⑤	フィリピン国内各 省庁への支払い等	約100,000円 (1名)	出国税・VISA発給費用・渡航前検診料 海外労働福祉庁掛け金・入管手続き フィリピン国内移動費　等	送り出し機関・ フィリピン省庁	
⑥	送り出し機関への 手数料	50,000円 (1名)		送り出し機関	

④ N4資格取得費は、初年度監理費(⑪)のうち月々10,000円の12ヶ月分を割り当てます

Ⅲ　その他事務経費

外国人技能実習機構　認定申請書類　手続き費用

⑦	技能実習計画 認定書類作成	50,000円	フィリピンサイドとの連絡調整、書類交付及び 技能実習計画策定から、必要書類一式作成 (認定申請手数料3,900円、レターパック等含む)	当財団 【課税】	当該書類 作成前
⑧	入国管理庁 在留資格作成・申請	0円	技能実習計画認定後、入国管理庁への 書類作成、提出業務	なし	なし

Ⅳ　入国後　講習

⑨	入国後　集合 研修費用	95,000円	(160時間)以上の講習 講師・教材等	当法人 【課税】	入国前
⑩	講習時手当	135,000円	実習生への手当(滞在費・食事代等) 実習生生活費(85,000円) 寮家賃(25,000円)水道光熱費、雑費(25,000円)	技能実習生	入国前

Ⅴ　監理費

⑪	監理費	一人32,000円 (毎月) 初年度 21,000円	監理費用(要・毎月訪問) 実習生指導監理費 通訳	当法人 【課税】	入国前又は 入国後

Ⅵ　技能実習生の日本への渡航費用					
⑫	渡航費	約100,000円	航空運賃は時期により前後します ①マニラ空港～福岡（100,000～130,000円） ②福岡～当財団寮　バス移動費 （2,000円～10,000円） 大人数移動の場合貨物量増加の為ﾊﾞｽﾁｬｰﾀｰ		入国前

※燃料費の高騰により航空運賃が値上がりしております。
令和6年2月20日入国時　135,640円

Ⅶ　技能実習生配属後	
⑬	その他　宿舎施設の初期費用や備品設置が想定されます。 介護の場合、技能実習評価試験受験（必須） 当法人での初任者研修・実務者研修等の資格取得を考慮する必要があります。

Ⅷ その他 （技能実習生との面接渡航）					
⑮	航空券手配	約100,000円	往復航空券手配 フィリピンエアライン　活用 ※　時価（渡航季節により前後の可能性あり）	旅行代理店 【課税】	面接渡航前
⑯	現地移動費用	約27,000円	基本的な旅程は2泊3日 （送迎・食事代・現地通訳・アテンド全て含む）	フィリピン送り出し機関	
⑰	ホテル宿泊代	約24,000円	1泊　約12,000円（3星ホテル） 日本人経営ホテル	宿泊先ホテル	

インターネットを活用した「映像通信面接」も可能ですが、実際の現地での面接をお勧めいたします。

技能実習生受け入れ費用（概算）介護以外

国内外取引があり、国内取引のみ【課税】【非課税】表記を記載しております

※受け入れ時、為替レートの変動により増減あり

Ⅰ　加入時　賛助金

	費用項目	金額（円）	内容	支払先	払発生日
①	賛助金　入会費	一口50,000円	団体加入の為 脱退時返金	当財団 【非課税】	申込時一括
②	賛助金　会費	無し	団体運営費 実習生受入等		

Ⅱ　受入準備費用

③	フィリピン大使館 登録書類作成	0円	法人情報、雇用条件書等　一式作成（日英文）	なし	なし
④	日本語 習得講座費	約86,000円 （1名）	フィリピンでの日本語習得費用等 （フィリピンへ送金）	現地日本語学校	面接内定後 10日程度
⑤	フィリピン国内各 省庁への支払い等	約100,000円 （1名）	出国税・VISA発給費用・渡航前検診料 海外労働福祉庁掛け金・入管手続き フィリピン国内移動費　等	送り出し機関・ フィリピン省庁	
⑥	送り出し機関への 手数料	50,000円 （1名）		送り出し機関	

Ⅲ　その他事務経費

外国人技能実習機構　認定申請書類　手続き費用

⑦	技能実習計画 認定書類作成	50,000円	フィリピンサイドとの連絡調整、書類交付及び 技能実習計画策定から、必要書類一式作成 （認定申請手数料3,900円、レターパック等含む）	当財団 【課税】	当該書類 作成前
⑧	入国管理庁 在留資格作成・申請	0円	技能実習計画認定後、入国管理庁への 書類作成、提出業務	なし	なし

Ⅳ　入国後　講習

⑨	入国後　集合 研修費用	95,000円	（160時間）以上の講習 講師・教材等	当法人 【課税】	入国前
⑩	講習時手当	135,000円	実習生への手当（滞在費・食事代等） 実習生生活費（85,000円） 寮家賃（25,000円）水道光熱費、雑費（25,000円）	技能実習生	入国前

Ⅴ　監理費

⑪	監理費	一人32,000円 （毎月）	監理費用（要・毎月訪問） 実習生指導監理費 通訳	当法人 【課税】	入国後

Ⅵ　技能実習生の日本への渡航費用					
⑫	渡航費	約100,000円	航空運賃は時期により前後します ①マニラ空港～福岡（100,000～130,000円） ②福岡～当財団寮　バス移動費 （2,000円～10,000円） 大人数移動の場合貨物量増加の為ﾊﾞｽﾁｬｰﾀｰ	当法人 【課税】	入国前

※燃料費の高騰により航空運賃が値上がりしております。
令和6年2月20日入国時　135,640円

⑬	その他　宿舎施設の初期費用や備品設置が想定されます。 介護の場合、技能実習評価試験受験（必須） 当法人での初任者研修・実務者研修等の資格取得を考慮する必要があります。

Ⅷ　その他　（技能実習生との面接渡航）					
⑮	航空券手配	約100,000円	往復航空券手配 フィリピンエアライン　活用 ※　時価（渡航季節により前後の可能性あり）	旅行代理店 【課税】	面接渡航前
⑯	現地移動費用	約27,000円	基本的な旅程は2泊3日 （送迎・食事代・現地通訳・アテンド全て含む）	フィリピン送り出し機関	
⑰	ホテル宿泊代	約24,000円	1泊　約12,000円（3星ホテル） 日本人経営ホテル	宿泊先ホテル	

インターネットを活用した「映像通信面接」も可能ですが、実際の現地での面接をお勧めいたします。

監理団体の業務の運営に関する規程

事業所名　公益財団法人　人材育成振興財団

第１　目的

この規定は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律及びその関係法令（以下「技能実習関係法令」という。）に基づいて、本事業所において監理事業を行うに当たって必要な事項について、規程として定めるものです。

第２　求人

１ 本事業所は、（取扱職種の範囲等）の技能実習に関するものに限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理します。

ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合、その申込みの内容である賃金、労働時間その他の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適当であると認める場合、又は団体監理型実習実施者等が労働条件等の明示をしない場合は、その申込みを受理しません。

２ 求人の申込みは、団体監理型実習実施者等（団体監理型実習実施者又は団体監理型実習実施者になろうとする者をいう。以下同じ。）又はその代理人の方が直接来所されて、所定の求人票によりお申込みください。なお、直接来所できないときは、郵便、電話、ファックス又は電子メールでも差し支えありません。

３ 求人申込みの際には、業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるため、あらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。

４ 求人受付の際には、監理費（職業紹介費）を、別表の監理費表に基づき申し受けます。いったん申し受けました手数料は、紹介の成否にかかわらずお返しいたしません。

第３　求職

１ 本事業所は、（取扱職種の範囲等）の技能実習に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。

ただし、その申込みの内容が法令に違反するときは、これを受理しません。

２ 求職申込みは、団体監理型技能実習生等（団体監理型技能実習生又は団体監理型技能実習生になろうとする者をいう。以下同じ。）又はその代理人（外国の送出機関から求職の申込みの取次ぎを受けるときは、外国の送出機関）から、所定の求職票により

お申込みください。郵便、電話、ファックス又は電子メールで差し支えありません。

第４　技能実習に関する職業紹介

１　団体監理型技能実習生等の方には、職業安定法第２条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、その御希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話いたします。

２　団体監理型実習実施者等の方には、その御希望に適合する団体監理型技能実習生等を極力お世話いたします。

３　技能実習職業紹介に際しては、団体監理型技能実習生等の方に、技能実習に関する職業紹介において、従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合には電子メールの使用により明示します。ただし、技能実習に関する職業紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示を行います。

４　団体監理型技能実習生等の方を団体監理型実習実施者等に紹介する場合には、紹介状を発行します。その紹介状を持参して団体監理型実習実施者等との面接を行っていただきます。

５　いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって技能実習に関する職業紹介の労をとります。

６　本事業所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は団体監理型実習実施者等に、技能実習に関する職業紹介をいたしません。

７　就職が決定しましたら求人された方から監理費（職業紹介費）を、別表の監理費表に基づき申し受けます。

第５　団体監理型技能実習の実施に関する監理

１　団体監理型実習実施者が認定計画に従って技能実習を行わせているか等、監理責任者の指揮の下、主務省令第 52 条第１号イからホまでに定める方法（団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上当該方法によることが著しく困難な場合にあっては、他の適切な方法）によって３か月に１回以上の頻度で監査を行うほか、実習認定の取消し事由に該当する疑いがあると認めたときは、直ちに監査を行います。

２　第１号団体監理型技能実習に係る実習監理にあっては、監理責任者の指揮の下、１か月に１回以上の頻度で、団体監理型実習実施者が認定計画に従って団体監理型技能実習を行わせているかについて実地による確認（団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上当該方法によることが著しく困難な場合にあっては、他の適切な方法による確認）を行うとともに、団体監理型実習実施者に対し必要な指導を行います。

3　技能実習を労働力の需給の調整の手段と誤認させるような方法で、団体監理型実習実施者等の勧誘又は監理事業の紹介をしません。

4　第一号団体監理型技能実習にあっては、認定計画に従って入国後講習を実施し、かつ、入国後講習の期間中は、団体監理型技能実習生を業務に従事させません。

5　技能実習計画作成の指導に当たって、団体監理型技能実習を行わせる事業所及び団体監理型技能実習生の宿泊施設を実地に確認するほか、主務省令第 52 条第８号イからハに規定する観点から指導を行います。

6　技能実習生の帰国旅費（第３号技能実習の開始前の一時帰国を含む。）を負担するとともに技能実習生が円滑に帰国できるよう必要な措置を講じます。

7　団体監理型技能実習生との間で認定計画と反する内容の取決めをしません。

8　実習監理を行っている団体監理型技能実習生からの相談に適切に応じるとともに、団体監理型実習実施者及び団体監理型技能実習生への助言、指導その他の必要な措置が講じます。

9　本事業所内に監理団体の許可証を備え付けるとともに、本事業所内の一般の閲覧に便利な場所に、本規程を掲示します。

10　技能実習の実施が困難となった場合には、技能実習生が引き続き技能実習を行うことを希望するものが技能実習を行うことができるよう、他の監理団体等との連絡調整等を行います。

11　上記のほか、技能実習関係法令に従って業務を実施します。

第６　監理責任者

1　本事業所の監理責任者は、髙橋　泰行です。

2　監理責任者は、以下に関する事項を統括管理します。

(1)　団体監理型技能実習生の受入れの準備

(2)　団体監理型技能実習生の技能等の修得等に関する団体監理型実習実施者への指導及び助言並びに団体監理型実習実施者との連絡調整

(3)　団体監理型技能実習生の保護

(4)　団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報の管理

(5)　団体監理型技能実習生の労働条件、産業安全及び労働衛生に関し、技能実習責任者との連絡調整に関すること

(6)　国及び地方公共団体の機関、機構その他関係機関との連絡調整

第７　監理費の徴収

1　監理費は、団体監理型実習実施者等へあらかじめ用途及び金額を明示した上で徴収します。

2　監理費（職業紹介費）は、団体監理型実習実施者等から求人の申込みを受理した時

以降に当該団体監理型実習実施者等から、別表の監理費表に基づき申し受けます。

その額は、団体監理型実習実施者等と団体監理型技能実習生等との間における雇用関係の成立のあっせんに係る事務に要する費用（募集及び選抜に要する人件費、交通費、外国の送出機関へ支払う費用その他の実費に限る。）の額を超えない額とします。

3 監理費（講習費）は、入国前講習に要する費用にあっては入国前講習の開始日以降に、入国後講習に要する費用にあっては入国後講習の開始日以降に、団体監理型実習実施者等から、別表の監理費表に基づき申し受けます。

その額は、監理団体が実施する入国前講習及び入国後講習に要する費用（監理団体が支出する施設使用料、講師及び通訳人への謝金、教材費、第一号団体監理型技能実習生に支給する手当その他の実費に限る。）の額を超えない額とします。

4 監理費（監査指導費）は、団体監理型技能実習生が団体監理型実習実施者の事業所において業務に従事し始めた時以降一定期間ごとに当該団体監理型実習実施者から、別表の監理費表に基づき申し受けます。

その額は、団体監理型技能実習の実施に関する監理に要する費用（団体監理型実習実施者に対する監査及び指導に要する人件費、交通費その他の実費に限る。）の額を超えない額とします。

5 監理費（その他諸経費）は、当該費用が必要となった時以降に団体監理型実習実施者等から、別表の監理費表に基づき申し受けます。

その額は、その他技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する費用（実費に限る。）の額を超えない額とします。

第８　その他

1 本事業所は、国及び地方公共団体の機関であって技能実習に関する事務を所掌するもの、外国人技能実習機構その他関係機関と連携を図りつつ、当該事業に係る団体監理型実習実施者等又は団体監理型技能実習生等からの苦情があった場合には、迅速に、適切に対応いたします。

2 雇用関係が成立しましたら、団体監理型実習実施者等、団体監理型技能実習生等の両方から本事業所に対して、その報告をしてください。また、技能実習に関する職業紹介されたにもかかわらず、雇用関係が成立しなかったときにも同様に報告をしてください。

3 本事業所は、団体監理型技能実習生等の方又は団体監理型実習実施者等から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱います。

4 本事業所は、団体監理型技能実習生等又は団体監理型実習実施者等に対し、その申込みの受理、面接、指導、技能実習に関する職業紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切いたしません。

5　本事業所の取扱職種の範囲等は、介護職種です。

6　本事業所の業務の運営に関する規定は、以上のとおりですが、本事業所の業務は、全て技能実習関係法令に基づいて運営されますので、御不審の点は係員に詳しくお尋ねください。